

番号	財産内容等		原処分庁主張額		抵当権等	請求人の主張
	所在地・地目(現況)	地積	評価額等	計算根拠等		
1	R町大字〇〇字××1659番1 宅地(公衆用道路)	56.67	0		-	
2	同 1659番15 宅地	172.76	9,953,774	(奥行価格通減率) (不整形地補正) 141,425 × 0.97 × (1 - 0.3) = 96,027 (円未満切捨て) 96,027 × 172.76 = 16,589,624 (円未満切捨て) (借地権割合) 16,589,624 × (1 - 0.4) = 9,953,774 (円未満切捨て)	-	請求人の所有でない。 原処分庁の評価は高すぎる。
3	同 1659番17 宅地	106.73	12,981,036	(不整形地補正) 141,425 × (1 - 0.14) = 121,625 (円未満切捨て) 121,625 × 106.73 = 12,981,036 (円未満切捨て)	-	抵当権が設定されており零円。 原処分庁の評価は高すぎる。
4	同 1659番19 宅地(公衆用道路)	59.09	0		-	
5	同 1688番1 田(公衆用道路)	164.00	0		-	
6	R町大字〇〇字△△2430番48 山林(畑)	866.00	0		-	請求人の所有でない。
7	R町大字〇〇字××1659番1 家屋番号1659番1-2 事務所・鉄骨陸屋根平屋建	14.95	377,600	平成2年度固定資産税評価額	-	原処分庁の評価は高すぎる。
8	立替払金	-	13,700,000	Eの借入金債務の代位弁済分	-	請求人自身の債務弁済である。
	合計	-	46,896,991		-	

(注) 2番及び3番の宅地の1㎡当たりの評価額は、本件譲渡物件に隣接し、地目、現況及び利用状況が類似していることから、本件譲渡価額から以下のとおり算出した。

(1) 本件譲渡物件の土地1㎡当たりに相当する価額

$$\begin{aligned} & \text{(本件譲渡価額)} \quad \text{(譲渡建物価額)} \\ & (56,300,000\text{円} - 533,100\text{円}) \div (469.50\text{m}^2 + 5.41\text{m}^2) = 117,426\text{円} \quad \text{(円未満切捨て)} \end{aligned}$$

(2) 本件譲渡物件の土地の形状を標準化する価額補正

$$117,426\text{円} \div 0.95 \div 0.92 \div 0.95 = 141,425\text{円} \quad \text{(円未満切捨て)}$$